

第5号議案

豊後大野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

豊後大野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和7年2月21日 提出

豊後大野市長 川野文敏

提案理由

児童手当法（昭和46年法律第73号）の一部改正に伴い、条例を改正する必要があるため、この案を提出するものである。

豊後大野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

豊後大野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年豊後大野市条例第53号)の一部を次のように改正する。

別表第2の1の項中「若しくは特例給付」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。